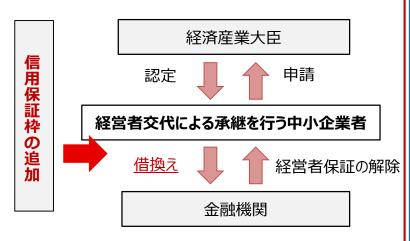
概要【中小企業成長促進法案】

中小企業による事業承継の円滑化を図るため、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるとともに、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上や、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行う。

1. 事業承継時の経営者保証解除・第三者承継の促進 【経営承継円滑化法】

(1)経営者保証解除スキームの新設

○経営者保証の存在が経営承継の障壁となっている事業者が承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、経営者保証を不要とする保証制度を追加(既存の保証限度枠とは別に、特例として最大2.8億円を保証)。



○他から事業用資産や株式等を取得して事業承継しようとする者に対し、M&A資金等の調達に係る保証制度 (経営承継準備関連保証)について、経営者保証を 求めないこととする。

2. 経営力向上企業における事業承継促進等

【経営強化法】

(1)経営力向上企業における事業承継の促進

○経営力向上計画(経営強化法)の手段として第三者 承継を行う者に対して、M&A資金等の調達に係る保証 制度(経営力向上関連保証)について、経営者保証を 求めないこととする。

(2) 経営革新計画の定義見直し、支援強化・集約化

- ○経営革新計画への新たな支援として、日本公庫による外 国関係法人等への直接融資(クロスボーダーローン)を 認める。
- ※併せて、経営力向上計画(経営強化法)にも同特例を措置
- ○「経営革新(新事業活動より経営の相当程度の向上を 図る)」の手段多様化を踏まえ、新事業活動の定義に研 究開発等を明示。
- ○定義の見直しに併せて、下記を経営革新計画に統合。
 - ①異分野連携新事業分野開拓計画 (経営強化法改正)
 - ②特定研究開発等計画(ものづくり高度化法廃止)

※②は附則にて廃止

- ○包含した各計画に基づく下記の補助金は、その申請要件 から各計画の認定有無に係るものを除外。【予算】
- ①商業・サービス競争力強化連携支援事業(補助金)
- ②戦略的基盤技術高度化支援事業(補助金)

3. 地域経済を牽引する企業における事業承継の促進等【地域未来法】

(1)地域経済牽引事業における事業承継促進

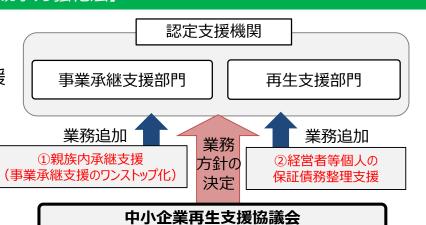
〇地域経済牽引事業の手段として、事業承継(第三者承継)を追加し、M&A資金等の調達に係る保証制度(地域経済牽引事業関連保証)について、経営者保証を求めないこととする。

(2) 地域経済牽引事業計画の支援策強化

- ○地域経済牽引事業計画への新たな支援策として、 日本公庫による外国関係法人等への下記支援業 務を特例措置。
 - ①現地金融機関からの借入れに対する 債務の保証(スタンドバイ・クレジット)
 - ②直接融資(クロスボーダーローン)
- 〇事業承継等に伴う事業拡大により、中小企業者要件を満たさなくなった事業者に対し、計画期間中は中小企業者とみなし同計画による中小企業向け支援(法律上の特例)を継続。
- ○海外子会社への支援措置の追加により、支援内容が包含されることとなる、地域産業資源活用事業計画(地域資源法)を附則にて廃止。

4. 事業承継等支援体制の整備【産業競争力強化法】

- ○認定支援機関の業務に以下を追加。
 - ①親族内承継支援
 - ②経営者等個人の保証債務整理支援



その他措置事項

- 〇中小機構の業務に以下を追加。
- ・1.2.3.の各(1)に関して経営者保証を伴わない融資を行おうとする金融機関に対する協力業務
- ・承認地域経済牽引支援機関に対する協力業務
- ・4. 12の業務
- 〇事業環境整備構想(経営強化法)を廃止(中小機構による当該構想に係る支援業務も併せて廃止)。